

◎佐賀県条例第31号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 1～4 略</p>	<p>附 則 1～4 略 <u>（新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例）</u> 5 <u>当分の間、職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）の患者又は当該感染症の疑いのある患者の救護、当該感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理、当該感染症の患者を療養させるため知事が借り上げた施設の内部における当該患者に対する生活支援その他の作業のうち人事委員会規則で定める作業に従事したときは、第7条第1項の規定にかかわらず、防疫等作業手当を支給する。</u> 6 <u>前項の手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき4,000円を超えてはならない。</u></p>

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）附則第5項及び第6項の規定は、令和2年2月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

2 この条例による改正前の佐賀県職員特殊勤務手当支給条例第7条の規定に基づき、この条例の施行の日の前日までに、適用日以後の期間に係るものとして、同条第1項に規定する職員で新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）に対処するため同項第2号に規定する作業に従事したものに支払われた防疫等作業手当は、改正後の条例の規定による防疫等作業手当の内払とみなす。